

入 札 公 告

下記のとおり簡易型一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び出雲市契約規則（平成 17 年出雲市規則第 41 号）第 4 条の規定に基づき公告します。

令和 8 年（2026） 9 月 2 8 日

出雲市長 飯 塚 俊 之

本案件は、電子入札の対象案件である。

記

- 1 担当部局 出雲市役所 財政部管財契約課 入札契約係
〒693-8530 出雲市今市町 70 番地 TEL0853-21-6640 FAX0853-21-6566

2 入札に付する事項

工 事 名	高砂町渡橋線（2 工区）信号機移設工事（以下「本件工事」という。）	工 事 概 要	信号機移設 多目的柱及び信号柱 1号信号柱 車両用灯器 N=2灯 歩行者用灯器 N=2灯 2号複合柱 車両用灯器 N=2灯 歩行者用灯器 N=2灯 道路照明灯 N=1灯 5号信号柱 歩行者用灯器 N=1灯
工事場所	出雲市渡橋町地内		
予定工期	令和9年3月15日限り		
入札希望 価 格	19,500,000円 （消費税及び地方消費税相当額を除く）		
最低制限 価 格	有		
調査基準 価 格	無		
支払条件	前金払 有（契約金額の10分の4以内）		
	中間前払 有（契約金額の10分の2以内）		
	部分払 無		
	※中間前払と部分払の両方が「有」の場合、落札者が中間前払又は部分払を契約締結時に選択する。 （契約後の変更は不可）		
契約保証金	契約金額の10分の1以上		
入札保証金	免除する。		

※調査基準価格が「有」と設定されている工事は、低入札価格調査制度が適用される工事である。

3 入札に参加する者に必要な資格（以下「競争参加資格」という。）

令和 7・8 年度出雲市建設工事請負契約競争入札有資格者名簿に登載され、かつ、次に掲げる条件をすべて満足すること。

登録工事種別	電気		許可業種	電気工事業
入札参加可否 格付・点数等 許可区分 所在地 成績要件 登録要件	総合評定値 結果通知書 の電気工事 の総合評定 値 780点以上	入札参加可否		下記の条件で参加できます。
		条件	許可区分	指定なし
			所在地等	建設業法に規定する主たる営業所を出雲市内に有していること。
			成績要件	指定なし
工事实績等	ア 電気工事において、元請又は共同企業体（経常JVを除く）の構成員（ただし出資比率20%以上）として、平成23年度から令和7年度（平成23年4月1日から令和8年3月31日まで）に完成した、国（公団、公社を含む）、都道府県（公社を含む）、その他地方公共団体又は民間の発注した工事1契約で、1,200万円以上の施工実績があること。 ただし、当該実績が成績評定点のある工事の場合は、評定点が65点未満のものを除く。なお、成績評定点がある工事は、国、島根県、出雲市については次の工事である。 （ア）国（公団含む）発注工事 （イ）島根県発注工事（平成12年度以降に完成した工事） （ウ）旧出雲市発注工事（平成12年度以降契約工事） （エ）旧斐川町発注工事（平成20年10月1日以降契約工事） （オ）合併後の出雲市発注工事 （平成17年合併、平成23年合併いずれも含む。） イ 令和7年度及び令和8年度に完成した出雲市（公営企業を含む）発注の工事で、低入札価格調査対象工事がある場合、当該工事の工事成績評定点が70点未満でないこと。			
配置技術者	次の基準を満たす監理技術者又は主任技術者を本件工事に配置できること。 ア 配置する技術者は直接的かつ恒常的な雇用関係を必要とする。 イ 配置技術者は、以下ウに該当する場合を除き、契約日時点で配置できる技術者とする。なお、参加申請書を提出する時に、他の工事に主任技術者等を専任で配置する可能性があるとの理由により配置技術者を特定できない場合には、優先順位を付けた複数の候補者を提出することができる。 ただし、優先順位については資料提出後には変更できない。 また、複数の候補者を提出した者が落札者となる場合、資格確認は優先順位第1位の者のみにについて行い、その者が他の工事の配置予定技術者として決定済の時に限り、次順位者を確認して、配置を認めるものとする。 ウ 競争参加資格確認資料（以下「資格確認資料」という。）提出時に配置技術者が専任で配置する必要のある他工事中の監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者、専門技術者、現場代理人及び担当技術者（以下「技術者等」という。）のいずれかである場合は、他工事の契約上の工期の終期が令和8年11月27日（以下「指定日」という）以前である場合、現場専任の配置技術者として申請できるものとする。 また、他工事の契約上の工期の終期が指定日の翌日以降の場合、指定日以前に配置を外れることについて、他工事の発注者から承諾を得たことが分かる書類を添付すれば申請できるものとする。 エ 複数の工事に、同一の技術者を配置技術者として資料を提出することは可能であるが、先に開札が行われた専任で配置する必要のある工事で落札者として決定された場合、その後に開札を実施した入札は無効として取り扱う。なお、他の工事で落札者となったため、技術者を配置できなくなった場合は速やかに記1の担当部局に連絡すること。			

	オ 落札後、工事の施工にあたって、入札時に提出した配置技術者を変更できるのは、病休、死亡又は退職等の極めて特別な場合に限る。 カ 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける主任技術者及び監理技術者（特例監理技術者）の配置は認めない。 キ 本工事は、建設業法第26条の5に係る特例の適用は認めない。ただし、監理技術者制度運用マニュアルの二・二(5)②2)については従前どおり認める。
そ の 他	ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。 イ 出雲市における市税の滞納がない者であること。 ウ 公告の日から入札書等提出期限の日までの間に、出雲市建設工事等入札参加者に対する指名停止等に係る措置要綱（平成17年出雲市告示第156号）第2条の規定による指名停止を受けていないこと。 エ 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。 ○資本関係 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。 （ア）親会社と子会社の関係にある場合。 （イ）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。 ○人的関係 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、（ア）については、会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。 （ア）一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。 （イ）一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合。 ○その他入札の適正さが阻害されると認められる場合。 その他上記と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。 同一入札に参加する複数の者の関係が上記の基準に該当する場合には、無効の入札として取り扱う。 オ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、出雲市発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

※総合評定値結果通知書の総合評定値は、令和7・8年度入札参加資格審査申請時点の点数とする。

※上記において、特に時期を指定していない項目については、本入札公告時点で条件を満たしていること。

4 電子調達システムの利用

本件工事に係る次の入札手続きについては「出雲市電子入札運用基準（受注者用）」により、電子調達システムにより行うものとする。なお、電子調達システムの稼働時間は、島根県の休日定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く9時から17時までとなるため、注意すること。

また、電子入札によりがたい者は、「出雲市電子入札運用基準（受注者用）」第6条で規定する紙入札方式参加承認願を提出し、承認された場合に限り紙入札によることができる。

5 競争参加資格に関する事項

(1) 提出する書類

入札参加を希望する者は、電子調達システムにより競争参加資格確認申請書及び資格確認資料（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

期限までに申請書等を提出しない者は、本件工事の入札に参加することができない。

なお、申請書等は原則PDF形式とし、ファイル名の一部に会社名（略称可）を入れること。

申請書等	ア 競争参加資格確認申請書（電子調達システムでの入力による） イ 工事实績確認資料（前記「3 入札に参加する者に必要な資格」の「工事实績等 ア」に該当することが分かるもの）
------	--

	(ア) 工事カルテ（写）又は登録内容確認書（写） (イ) 請負契約書（写）、仕様書（写）等 (ウ) 発注者が証明したもの（写しも可） (エ) 工事成績評定通知書（写） (ア)～(ウ)については、いずれか1つを必ず提出。 (エ)については、成績評定がある場合は提出。 ただし、平成 21 年度以降に「簡易型一般競争入札 施工実績事前提出受付票」を添付して出雲市に提出し受理されている場合、提出を省略することができる。 ウ 配置技術者届（様式第 1 号） (ア) 必要な資格者証の写しを添付すること。 ※監理技術者又は特例監理技術者として配置する場合、有効な監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証も添付すること。 (イ) 直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる書類を添付すること。 「所属会社の雇用証明書」又は、「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）及び監理技術者資格者証」の写 等 (ウ) 施工実績の事前提出の有無を（有の場合は工事名も）記入すること。
--	--

(2) 申請書等提出期間

申請書等 提出期間	令和 8 年 1 0 月 1 6 日 午前 9 時 ～ 令和 8 年 1 0 月 1 9 日 午後 3 時 (土曜、日曜、祝日及び県の休日を含まない。)
--------------	---

提出期限以降の訂正、差し替えは、軽易な誤記の修正等を除き認めない。

(3) 競争参加資格の様式の入手方法

競争参加資格確認申請書は、電子調達システムで表示される「競争参加資格確認申請書」画面がそのまま申請書となるので、必要事項を入力し、送信すること。

入札情報サービス（P P I）の各種情報「簡易型一般競争入札添付資料」から配置技術者届（様式第 1 号）、「その他様式」から雇用証明書をダウンロードし、使用すること。

(4) 競争参加資格の確認審査

競争参加資格の確認は、落札者を決定する時点で行うものとし、競争参加資格がないと認められた者については通知する。その他の者については通知しない。

(5) 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

競争参加資格がないと認められた者は、理由の説明を求めることができる。

説明を求める者は、競争参加資格審査の結果を通知した日の翌日から 7 日（出雲市の休日を定める条例（平成 17 年出雲市条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する出雲市の休日（以下「出雲市の休日」という。）を含まない。）以内に、書面を記 1 の担当部局へ持参又は郵送（必着）して提出しなければならない。

説明を求めた者に対しては、書面を受け取った日の翌日から 7 日（出雲市の休日を含まない。）以内に書面で回答する。

6 設計図書等の閲覧

閲覧期間	入札公告日から開札日の前日まで
閲覧場所	入札情報サービス（P P I）に掲載する。

7 設計図書等に関する質問

設計図書等に関する質問のある者は、電子調達システムにより提出すること。

提出期限	令和 8 年 1 0 月 6 日
回 答	令和 8 年 1 0 月 8 日までに入札情報サービス（P P I）に掲載する。

8 現場説明会：行わない。

9 入札方法等

入札に参加する者は、電子調達システムから入札書等を次に掲げる方法等により提出すること。

(1) 入札書等提出期間

提出期間	申請書提出期間と同じ
添付書類	工事費内訳書 (原則としてPDF形式とし、ファイル名の一部に会社名(略称可)を入れること。)

(2) 一度提出された入札書等の書換え、引替え又は撤回は認めない。

(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 工事費内訳書については以下のとおりとする。

ア 工事費内訳書には商号及び工事名称を記載すること。

イ 内容が未記入など、不備がないこと。

ウ 工事費内訳書の合計金額は入札書の金額と一致すること。

エ 端数調整・端数処理は行わないこと。

オ 設計図書の中の工事数量総括表(建築工事の場合は「設計書(総括表)」と読み替える。以下同じ。)に「一式」表示されていない項目を「一式」として見積らないこと。工事数量総括表の項目を統合・集約することはできないが、見積参考資料(金抜き設計書)を基に詳細な内訳を記載することは認める。

カ 値引きの項目がないこと。

キ 工事費内訳書のタテヨコ計算に違算がないこと。(法定福利費について、行挿入による項目の追記、法定福利費の二重計上によるタテヨコの違算等は無効として取り扱う。)

ク 設計図書の中の工事数量総括表に記載した項目の未記載(他項目や明細書に一括計上し内訳がわからないものを含む。)がないこと。

(5) 再度入札は1回とする。再度入札を行う場合は、電子調達システムから再入札通知書を発行する。

なお、最低制限価格を設定する入札における第1回目の開札において、最低制限価格を下回る入札を行った者は、再度入札に参加できない。

10 入札の辞退

(1) 入札辞退は、電子調達システムによる入札書提出期日までは、いつでも入札を辞退することを認めるものとする。ただし、入札書を提出した後は辞退できない。

(2) 入札を辞退する者は、入札書提出期日までに手続きを行うこと。

11 入札の無効

次の入札は無効とする。

(1) 公告に示した「3 入札に参加する者に必要な資格」がない者がした入札

(2) 「5 競争参加資格に関する事項」に規定した書類を期限までに提出しない者がした入札

(3) 系列関係にある2者以上の者が同一の入札に参加した場合、その当該2者以上の者がした入札

(4) 入札書提出後、開札までに入札条件を満たさなくなったことを届け出た者がした入札

(5) 同一人が同一事項について2以上の入札をした場合のそのいずれもの入札

(6) 工事費内訳書を提出しない者がした入札

(7) 「9 入札方法等 (4) ア～ク」に記載した内容のいずれかを満たしていない工事費内訳書を提出した者がした入札

(8) 入札書等の提出期限の日の翌日から落札者決定までに建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等に係る措置要綱に基づく指名停止を受けた者がした入札

(9) 明らかに談合その他の不正な行為によってされたと認められる入札

(10) 虚偽の申請書を提出した者がした入札

(11) 前各号に掲げるもののほか、公告等において示した入札条件に違反した入札

(12) 紙入札の場合は、前各号のほか、次に掲げるものに該当する入札書を提出した者がした入札

ア 入札金額を加除訂正した入札書

イ 記名を欠く入札書

ウ 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書

1.2 失格について

次の入札は失格とする。

- (1) 最低制限価格を下回る金額での入札
- (2) 出雲市建設工事低入札価格調査制度実施要領（以下「低入札要領」という。）に基づく数値的判断基準に適合しない入札
- (3) 低入札要領に基づく低入札価格調査（以下「低入札価格調査」という。）において、事後の事情聴取及び資料提出等に協力しない者がした入札
- (4) 低入札価格調査において、契約の内容に適合した履行がされないと判断された者がした入札
- (5) 競争参加資格確認申請書提出後、入札書等の提出期限までに入札書又は辞退届を提出しなかった者がした入札

1.3 入札の取りやめ又は延期

次の事由が生じたときは、入札取りやめ又は延期する。

上記1.1の(9)の事由が生じたとき。

1.4 開札等に関する事項

以下の日時に行い、入札状況（保留等の状況）及び落札結果は電子調達システムにより競争参加者全員に通知するとともに、落札結果は入札情報サービス（PPI）に掲載する。

日 時	令和8年10月20日 午前9時5分から
開 札 場 所	出雲市役所 入札室（5階）
立会人に関する事項	紙入札により代理人が入札書を提出する場合は、委任状を提出すること。

1.5 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内の金額で応札をした者を対象として、落札予定者から入札価格の低い順に、競争参加資格の審査を実施し、競争参加資格を満たしている者1名を落札者とする。

ただし、最低制限価格を設定する場合、最低制限価格を下回る入札は失格とする。

調査基準価格を設定する場合、調査基準価格を下回る入札があった場合は、低入札価格調査を実施した上で落札者を決定する。この場合、調査基準価格を下回る入札を行った者は、事後の事情聴取及び資料提出等調査に協力しなければならず、入札価格の最も低い入札者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。

なお、同じ最低価格をもって入札した者が2人以上ある場合はくじ（電子くじを含む。）により順位を付け、その上位の者から資格確認資料を審査する。

※最低制限価格・調査基準価格について、設定方法等、詳しくは、入札情報サービス（PPI）の各種情報に掲載している『建設工事における「最低制限価格制度」「低入札価格調査制度」』を参照のこと。

- (2) 落札者の決定は、原則として開札日の翌日から起算して3日（出雲市の休日を含まない。）以内に行うものとする。ただし、調査基準価格を下回る入札があり、低入札価格調査を実施する場合は、この限りではない。

1.6 入札結果等の公表

落札者の決定した工事については、出雲市公共工事等の入札及び契約に関する情報公表規程に基づき入札結果等に関する書類を閲覧に供するとともに、入札情報サービス（PPI）に掲載する。

入札結果等を閲覧に供するまでの間、入札の経緯及び結果の問い合わせには、一切応じない。

1.7 その他

- (1) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

- (2) 「請負代金内訳書への法定福利費の明示について」に基づき、工事費内訳書へ法定福利費の明示を行う場合は、下記の事項に留意すること。

※工事費内訳書への記載上の注意事項

- ・工事費内訳書へ法定福利費の明示がなくとも入札無効とはならない。
- ・受注者の積算した法定福利費は、発注者の示した工事数量総括表の現場管理費の備考欄、もしくは欄外に記載すること(行挿入により、その他の項目の追記をすると工事費内訳書の無効事由に該当します。)。
- ・工事数量総括表においては現場管理費に法定福利費分が含まれているため、二重計上によるタテヨコ計算の違算に留意すること。

上記取り扱いの詳細については下記ホームページへ掲載していますので、ご確認下さい。

「請負代金内訳書への法定福利費の明示について」

U R L : <https://www.city.izumo.shimane.jp/www/contents/1615884103652/index.html>

- (3) 入札書等の作成、提出及び郵送に要する一切の費用は入札者の負担とする。
- (4) その他詳細不明の点については、記1の担当部局に照会すること。